

大阪広域環境施設組合議会傍聴規則

平成27年2月4日議長決定

最終改正：令和元年7月31日

(趣旨)

第1条 この規則は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第130条第3項の規定に基づき、大阪広域環境施設組合議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴の手續)

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、先着順に受付において、その住所、氏名を記入し、係員の指示を受けて着席しなければならない。

2 傍聴席が満員となったときは、傍聴人は入場することができない。

(報道関係者席での傍聴)

第4条 報道関係者席で傍聴しようとする者は、構成市の市政記者であることを要し、各々所定の席に着席しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
- (5) 楽器を携帯している者
- (6) 傘その他通常傍聴する上で不必要と認められるものを携帯している者
- (7) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、保護者が同伴す

る場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (5) 携帯電話、ラジオ等の音を発する機器類については電源を切ること
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(議場への入場禁止)

第7条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席より先に立ち入ることができない。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月31日議長決定)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。